

岡山市次世代農業モデル事業補助金交付要綱

平成29年10月18日制定

(趣旨)

第1条 担い手の確保や販路の拡大、経営力の強化など、農業が抱える課題の解消に向け、農業者と企業等が連携し、次世代の儲かる農業を目指す取組を支援するため、モデルケースと認められるものに対し、予算の範囲内において、次世代農業モデル事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代農業モデル事業計画 農業者と企業等が連携し、互いのノウハウ等を活用し、3年以内の黒字化を目標とする新たなビジネスモデルを創出する計画(以下、「事業計画」という。)
- (2) 農業者 本市在住の者または、本市に事務所または事業所を有する農業法人等で、農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、①経営耕地面積が30a以上、②農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷頭羽数等、一定の外形基準以上の規模(露地野菜15a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等)、③農作業の受託を実施、のいずれかに該当する者
- (3) 企業等 企業、NPO法人及び研究機関

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、第5条により事業計画の認定を受けた事業とする。

(事業計画の認定申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする農業者または企業等は、次世代農業モデル事業計画認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(事業計画の認定)

第5条 市長は、前条の規定による事業計画の認定申請があったときは、当該認定申請書の内容について審査し、その事業計画がモデルケースとして認められる場合には、認定書(様式第2号)を交付するものとする。

2 市長は、事業計画の認定にあたっては、岡山市地域農業再生協議会担い手育成総合支援部会の意見を聴くものとする。

(補助事業者)

第6条 補助事業を行う者は、前条の認定を受けた者及び前条の認定を受けた事業計画において認定を受けた者と連携する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助対象経費)

第7条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会議費、交通費など事業推進のための経費

(2) 試作品開発、試験栽培、機能性検証など経営力の強化に係る経費

(3) 展示会等への出店（旅費を含む）、試食販売（人件費、材料代）、流通合理化の試行など販路拡大に係る経費

(4) 新たに事業計画の認定を受けた事業を行うための法人を立ち上げる場合における1年間の新規常勤雇用に係る経費（賃金及び社会保険料事業主負担も含む）

(5) 新たに事業計画の認定を受けた事業を行うための法人を立ち上げる場合における法人登記に係る費用及び当初借上げから1年間の事務所借上費用

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）とし、100万円を上限とする。

2 補助金の交付は、同一の次世代農業モデル事業計画に対し、認定を受けた初年度及びその翌年度に限り、交付することができるものとする。ただし、既に交付した補助金の額との合計額が100万円を超えることはできない。

3 他の補助制度の対象となっている経費については、補助金の対象としない。

(交付の申請等)

第9条 補助金の交付申請は、年1回、第5条による事業計画の認定を受けた者が、次世代農業モデル事業補助金等交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出することにより行う。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 市税を完納していることを証明できる書類
- (2) 市税納付状況確認同意書（様式第4号）

（着手届及び完了届）

第10条 規則第15条ただし書きの規定に基づき、同条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

（実績報告）

第11条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る経費支出の証拠書類
- (2) 実施状況写真等補助事業を実施したことを示すもの

（関係書類の整備）

第12条 補助事業者は、規則第25条に定める関係書類を事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（次世代農業モデル事業実施状況報告）

第13条 規則第13条の規定による状況報告は、補助事業終了日の属する年度末から、3年を経過するまでの各年度末までに、次世代農業モデル事業実施状況報告書（様式第5号）に、事業実施状況が分かる書類、収支予算書及び収支決算書を添付して報告しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りではない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 前各号のほか補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかったとき。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 18 日から施行し、平成 29 年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成 33 年度の補助金の交付手続きの終了をもってその効力を失う。
したがって、平成 33 年度が認定を受けた初年度となる場合には、翌年度に交付をすることはできない。

次世代農業モデル事業計画認定申請書

平成 年 月 日

岡山市長様

申請者住所
(法人の場合所在地)

名称 (法人の場合)

フリガナ

氏名

(法人の場合代表者)

印

電話番号 () -

FAX番号 () -

次世代農業モデル事業補助金交付要綱（平成29年10月18日制定）第4条に基づき、次の次世代農業モデル事業計画の認定を申請します。

次世代農業モデル事業計画			
計画名 (テーマ)			
農業者住所 (複数の場合は代表者住所)			参加戸数 (複数の場合) 戸
農業者氏名 (複数の場合は代表者氏名)			
経営規模及び主な生産品目	(田・畑・樹園地・その他) 作付面積等	主な生産品目	生産量
企業等所在地			
企業等の名称及び 代表者の職氏名			
業種及び主な事業概要			
取り組む課題及び目標			
成果目標 (作付面積・生産量・売上高・開発商品・労働力の効率化など具体的な目標について数値目標も併せて記載すること)			
事業開始後3年間の当該事業に関する収支目標	1年後 (年)	2年後 (年)	3年後 (年)
	千円	千円	千円
	(内訳) 農業者 企業等 千円 千円	(内訳) 農業者 企業等 千円 千円	(内訳) 農業者 企業等 千円 千円
当該事業のための作付面積または農作物等の使用数量	a kg	a kg	a kg

計画・取組の内容 (販路拡大、付加価値化など具体的に記載するとともに、特に既存のものではなく新たなビジネスモデルとなり得る部分や採算性、将来性等について示してください。記入しきれない場合等は別紙としてください。)	(全体像)			
	(農業者の役割)			
	(企業等の役割)			
農業者及び企業等の当該事業への従事者 (予定)者 (記入しきれない場合は別紙としてください。)	氏名	従事内容	勤務形態	当該事業への年間労働従事日数
			常勤・非常勤	日
			常勤・非常勤	日
			常勤・非常勤	日
			常勤・非常勤	日
			常勤・非常勤	日
			常勤・非常勤	日
			常勤・非常勤	日
			常勤・非常勤	日
			常勤・非常勤	日
計画の予定スケジュール (記入しきれない場合は別紙としてください。)				

- 添付資料
- 1 農業者（複数の場合は代表者）の住民票の写し（法人の場合は法人登記事項証明書）
 - 2 企業等の法人登記事項証明書（法人格を有しない場合は規約等それに代わるもの）
 - 3 当該事業の収支計画書（初年度から3年後までの3年分）
 - 4 新たに法人設立した場合は法人登記事項証明書、そうでない場合は協定書等の農業者と企業等が提携していることを証する書類

次世代農業モデル事業計画認定書

様

平成 年 月 日付けで認定申請のあった次世代農業モデル事業計画は、次世代農業モデル事業事業補助金交付要綱（平成29年10月18日制定）第5条の規定に合致する事業計画であると認定します。

岡山市長

1 認定番号： 一 号

2 認定日：

様式第3号（第9条関係）

次世代農業モデル事業補助金交付申請書

年 月 日

岡山市長

様

申請人 住所
氏名

印

次世代農業モデル事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の通り申請します。申請に当たっては、同要綱及び岡山市補助金等交付規則に定める条項の適用を受けることについて同意します。

補助年度	年度	補助金等の名称	次世代農業モデル事業補助金
補助金の交付金額	円		
添付書類	1 次世代農業モデル事業計画認定書 2 補助対象経費に支出した金額が証明できるもの 3 住民票の写し（法人の場合は法人登記事項証明書） 4 市税納付状況確認同意書 5 新たに法人設立した場合は法人登記事項証明書、そうでない場合は協定書等の農業者と企業等が提携していることを証する書類 6 その他		
※ 担当課所見			

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第4号（第9条関係）

市税納付状況確認同意書

年 月 日

岡山市長 様

住所
氏名

印

次世代農業モデル事業補助金交付要綱による次世代農業モデル事業補助金交付に
当たり、市税納付状況の確認を受けることに同意します。

また、市税に滞納がある場合、補助金等を受けられないことについて、何らの異
議も述べないことを誓約します。

様式第5号（第13条関係）

次世代農業モデル事業実施状況報告書

平成 年 月 日

岡山市長 様

住 所
氏 名 印

次世代農業モデル事業補助金交付要綱（平成29年10月18日制定）第13条の規定に基づき、別紙のとおり事業実施状況報告を提出します。

報告の対象となる期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

- 添付書類
- 事業実施状況が分かる書類
 - 収支予算書
 - 収支決算書